

議会運営委員会日程

平成27年11月9日（月）
午前11時30分 502会議室

日程第1 総務委員会・市民委員会連合審査会の運営について

日程第2 その他

連 合 審 査 会 に つ い て

1 概 要

(1) 連合審査会とは

- ・ 案件の付託を受けた委員会が、他の関連する委員会と合同で審査のための会議を開くことをいう。
- ・ 常任委員会又は特別委員会に付託された案件は、その付託を受けた委員会（「主たる委員会」）が審査、調査をし、意思決定をすべきであるが、議案の内容が他の委員会（「従たる委員会」）の所管事項に関連する事件である場合には、必要により当該委員会と協議して、連合して審査をするために連合審査会を開くことができる。
- ・ 連合審査会の案件は、議案の審査、請願・陳情の審査などの議決の対象となる案件に限らず、所管事務の調査についても対象となる。

(2) 根拠規定

【川崎市議会会議規則】

（連合審査会）

第71条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

【議会運営の手引き】

なし

(3) 川崎市議会における開催実績

なし

(4) 連合審査会の一般的な開催手続

- ① あらかじめ案件に関係のある両委員長が協議
- ② 主たる委員会
 - ・ 付託案件を審査する主たる委員会で、連合審査の必要を決定
 - ・ 「連合審査会開会申入書」を関係ある他の委員会（従たる委員会）に提出

- ③ 従たる委員会
 - ・ 連合審査に応ずるか協議、決定
 - ・ 「連合審査会開会同意書」により、主たる委員会に回答する。
- ④ 関係委員長間で連合審査会の運営を協議
- ⑤ 主たる委員長名及び従たる委員長名の連名により各委員及び議長宛てに開催通知

(5) 連合審査会の一般的な運営

- ① 基本的な運営は、通常、常任委員会に準じる。
- ② 会議の主宰は主たる委員長が当たるが、案件によっては従たる委員長との交代もできる。
- ③ 議案、請願、陳情の審査等の場合は、議案説明、質疑（意見、要望を含む）まで連合審査会で行う。（※討論（態度表明）、採決は主たる委員会で行う。）
- ④ 連合審査会の記録は、主たる委員長が作成し、従たる委員長も署名又は押印する。

平成27年11月6日

市民委員長

橋本 勝 様

総務委員長 吉 沢 章



連合審査会開催申入書

総務委員会及び市民委員会において調査中の次の事件については、相互の委員会の所管に関連があるので、会議規則第71条の規定により、次のとおり連合審査会を開催されるよう申し入れます。

日 時 11月13日(金) 午前10時

場 所 602・603会議室

事 項

- 1 所管事務の調査(報告)
(総合企画局)
 - (1) 「新たな総合計画」第1期実施計画素案について
(財政局)
 - (2) 「今後の財政運営の基本的な考え方(素案)」について
(総務局)
 - (3) 「行財政改革に関する計画素案」について
(市民・こども局)
 - (4) 「区役所改革の基本方針素案」について

平成27年11月6日

総務委員長

吉沢章子様

市民委員長 橋本



連合審査会開催同意書

本委員会は、総務委員会から11月6日付けで申入れのあった連合審査会の開催について、同意することに決定しましたので、回答します。

総務委員会・市民委員会連合審査会 実施要領（案）

- 1 日 時 11月13日（金） 午前10時
- 2 場 所 602・603会議室
- 3 事 項
所管事務の調査（報告）
（総合企画局）
(1) 「新たな総合計画」第1期実施計画案について
（財政局）
(2) 「今後の財政運営の基本的な考え方（素案）」について
（総務局）
(3) 「行財政改革に関する計画素案」について
（市民・こども局）
(4) 「区役所改革の基本方針素案」について
- 4 連合審査会委員長
3(1)、(2)及び(3) 総務委員会委員長
3(4) 市民委員会委員長
- 5 連合審査会委員長に事故がある場合の職務代理者
3(1)、(2)及び(3) 総務委員会副委員長
3(4) 市民委員会副委員長
- 6 構成
総務委員会委員及び市民委員会委員
- 7 定足数
総務委員会及び市民委員会の定数の合計の半数以上（13人以上）
- 8 座 席 別紙、座席図のとおり
- 9 開催通知
総務委員会委員長及び市民委員会委員長の連名で送付
- 10 記録
総務委員会委員長が常任委員会に準じて作成し、市民委員会委員長も押印
- 11 その他の運営
常任委員会に準じて行う。

総務委員会・市民委員会連合審査会座席表
(602・603会議室)

